

(社)北海道ビルメンテナンス協会からの要望事項概要

1 予定価格の決定に方法について

- ・ 予定価格にあつては、「建築保全業務積算基準」及び「積算資料」に基づく歩掛け、技術者配置及び労務単価により積算すること。
- ・ 上記方法による積算の事前確認

2 最低制限価格率の引き上げと最低賃金改定に伴う契約の見直しについて

(1) 最低制限価格について

- ・ 設備管理業務を含むすべてのビルメンテナンス業務について、最低制限価格の設定対象とすること。
- ・ 最低制限価格を予定価格の90%以上とすること。

【本市における取組】

- ◆H24.1月 国土交通省が定める「建築保全業務積算基準」に基づく積算とするよう、周知徹底を図るため、各局へ通知。
- ◆H24.1月 担当者向け積算方法等の事務説明会を5回開催

【本市における取組】

- ◆H24.1月 最低制限価格制度適用業務に、「建物のボイラー等設備運転・監視業務」を追加
- ◆H24.1月 積算体系に応じた積上方式に変更
 - ①最低制限価格の算定式
直接人件費×90%+直接物品費×90%+業務管理費×70%+一般管理費等×70%+その他経費×70%
 - ②範囲：予定価格の70%～90%(平均84～85%)
 - ③適用：H24.4月以降履行開始分より

(2) 最低賃金改定に伴う契約の見直しについて

最低賃金改定後、最低賃金額の支払い困難な契約について、契約金額の見直しを行うこと。

3 履行要件・参加要件の徹底と厳正な審査の実施について

(1) 各種法令順守の確認(履行要件)

- ・業務配置従業員に最低賃金以上の賃金が支払われていること。
- ・業務配置従業員の健康診断が実施されていること。
- ・清掃業の知事登録業者であること。

(2) 施行能力の確認(履行要件)

- ・損害保険に加入していること。
- ・履行可能な従業員が確保されていること。

◆競争入札参加資格者（建物清掃業）の知事登録状況

	Aランク	Bランク	Cランク	総計
市内	(72) 56	(35) 29	(39) 16	(146) 101
道内	(14) 14	(6) 6	(4) 3	(24) 23
道外	(45) 37	(4) 4	(0)	(49) 41
総計	(131) 107	(45) 39	(43) 19	(219) 165

※()内数値は、競争入札参加資格者数を示す。

(3) 道内企業の育成(参加要件)

- ・ 予定価格 3,000 万円未満については、すべて北海道内に本社を持つ企業とすること。
- ・ 緊急事態への即応のため、近傍に常用雇用の責任者が常駐する管理拠点を有すること。

◆競争入札参加資格者登録状況(建物清掃業)

	Aランク	Bランク	Cランク	計
市内	72	35	39	146
道内	14	6	4	24
道外	45	4		49
計	131	45	43	219

◆WTO 以外の 23 年度入札実績 131 件

うち、市内：126 件(96.1%)

道内： 1 件(0.8%)

計：127 件(96.9%)

4 業務実施計画書等の提出の義務化について

- ・ 配置人数、使用資器材、作業手順等を含む業務実施計画書の提出を義務づけること。
- ・ 提出する業務費内訳書の記載項目のうち、業務管理費及び一般管理費は、構成費又は総額のための記載とすること。

【本市における取組】

- ◆積算内訳書、従事者配置計画書等の提出を、これまでの建物清掃のほか、24 年度発注分より、ボイラー等運転・監視業務についても求める。
- ◆積算内訳書の記載項目を、平成 24 年度発注分より、必要最低限の項目に改める。

5 検査及び評価の実施について

- ・適正な事業者選定に資するため「検査」と「評価」を実施すること。
- ・不良又は不誠実な履行の場合の参加者へのペナルティー(参加停止)を実施すること。

6 3年以上の複数年契約の実施について

完成度の高いサービスの提供と従業員の安定的継続雇用のため、3年以上の複数年契約を実施すること。

◆建物清掃にあっては政府調達協定適用業務

①適用基準額の範囲(H24.4月～H26.3月)

予定価格 2,500 万円以上

②複数年(12 月超)契約の適用基準額の範囲(同上)

「予定月額×48 月」による算定額が 2,500 万円以上のもの

※3年間の複数年契約を行った場合

年間625万円(予定価格)以上のものが適用